

広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回

広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回 広島県製鉄業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和3年10月6日（水） 15時52分～16時50分

場所

広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田部会長、村上部会長代理

【労働者代表委員】

奥信委員、佐崎委員、松本委員

【使用者代表委員】

桑田委員、長谷川委員

【事務局】

山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官
山崎監察監督官、森川給付調査官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県製鉄業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川賃金室長補佐

それでは、ただ今から第1回広島県製鉄業、鋼材、銑鉄铸件、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これより当専門部会名を略して、製鉄業最低賃金専門部会とさせていただきます。

当専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)部会長、部会長代理の選出についてまで、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、計7名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る9月22日から28日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No. 1 に本製鉄業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(委員紹介)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。

それでは、次に労働基準部長の山口より、御挨拶を申し上げます。

○山口労働基準部長

広島労働局労働基準部長の山口でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、広島県製鉄業最低賃金専門部会の委員にご就任頂き、また、本日第1回目の専門部会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

この広島県製鉄業最低賃金でございますが、現在時間額 970 円でございますが、今年度も労働協約の締結当事者による改正の申出がございまして、本日から皆様方に調査審議を行っていただくということでございます。よろしくお願いたします。御承知のとおり、特定最低賃金でございますが、地域別最低賃金とは異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるものでございますので、全会一致の議決を目指して御審議をいただければと考えております。

また、本日御欠席の方いらっしゃいますけれど、日程調整につきましても、これまで皆様方に大変ご無理を申し上げているところでございますが、年内発効に向けまして、御審議に御協力いただきますことを御願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願致します。

○吉川賃金室長補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

○吉川賃金室長補佐

ここでお手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料No. 3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって今後運営されることとなりますので、御了知おきいただきたいと思ひます。

それでは、議事(1) 部会長、部会長代理の選出について 部会長の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、予め御協議を頂いておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

○狭間賃金室長

それでは御報告申し上げます。製鉄業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として村上委員が推挙されております。以上でございます。

○吉川賃金室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。部会長に岡田委員、部会長代理に村上委員を御承認頂きましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(部会長席・部会長代理席用意)

○吉川賃金室長補佐

それでは、岡田部会長、以後の議事進行をよろしくお願い致します。

○岡田部会長

ただ今、部会長に選出頂きました岡田でございます。どうぞよろしくお願い致します。出来るだけスムーズな審議・進行を心掛けまして、そして公正な特定最賃の決定に向け力をつくしたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。着座させていただきます。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)でございますが、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定についてに移りたいと思います。まず、事務局から説明をお願い致します。

○坂本賃金指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。また、別冊資料につきましては、本製鉄業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というふうに略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、ご留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定（産業別）最低賃金についてを御覧ください。既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本製鉄業最低賃金につきましては、配布しております「令和3年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和3年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」のとおり、労働協約ケースにおける要件を以て、改正申出がなされております。

審議にあたりましては、この点にご留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月5日の第536回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営についてを御覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとされており。また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされており。昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の25ページ、令和2年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の一番左から1列目に製鉄業がございます。昨年、令和3年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額1円、時間額970円の答申を頂いております。続きまして、共通資料No.8、通し番号の26ページを御覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会のさらなる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。以上でございます。

○狭間賃金室長

続きまして、私の方から広島県製鉄業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、御説明いたします。

別冊資料No.2、通し番号の2ページをご覧ください。こちらには現行の広島県製鉄業最低賃金の内容となっております。初めての委員の方もおられますので、少し説明をさせていただきます。現行の最低賃金につきましては、適用の地域としては広島

県、適用する使用者として、各業種を列記してございます。この業種を営む使用者ということでございますが、現業・現場に限らず管理部門を持つ本社についても適用されているところであります。適用する労働者でございますが、その使用者に使用される労働者ですが、ただし、次に掲げるものを除くとしまして、1から3までの適用除外の方を除いております。広島県の最低賃金の適用となりますが、勿論特定最賃で雇用契約を結ぶことも可能でございます。現行の最低賃金額は970円となっております。発効は昨年12月31日、年内発効しております。

次のページ3ページから12ページにかけては、特定最低賃金に該当する業種について、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを添付してございます。

ちょっと飛びますけれど、通し番号の15ページ、資料No.3をご覧ください。こちらは全国の製鉄業関係の最低賃金の一覧表でございます。全国の都道府県の中で、特定最賃に製鉄業を設定されている都道府県の金額等の内容となっております。表の右半分につきましては、昨年度の審議結果についてお示しをしております。

次のページになりますが、16ページ以降でございますが、こちらは広島県内で実施いたしました製鉄業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月～7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については1人～99人規模、それ以外の業種については1人～29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査、サンプリング調査となっております。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。

調査対象としました賃金は、令和3年6月支払い分の賃金となっております。

少し飛びますが、21ページをご覧ください。こちらは「最低賃金実態調査における分位偏差」でございますが、各規模別に第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、労働者の時間額を低い順番から並べていきまして、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する方の金額をお示しております。各事業所規模別に記しておりますけれど、最上段が全体の結果となっております。

続いて次のページ、22ページをご覧ください。こちらが時間額と労働者累積人数のグラフとなっております。

横軸が10円刻みの時間額、1100円以上は100円刻みとなっておりますが、時間額を示しております。左の縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフに対応しております。右縦軸が労働者数の累計を示しており、折れ線グラフで対応しております。

次のページ、23ページをご覧ください。製鉄業の特定最低賃金額と本調査により平均賃金額の暦年の推移でございます。

通し番号25ページをご覧ください。事業所規模別の未満率をお示ししております。未満率とは、「現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合」となっております。

おります。本年調査におきましては、規模計ですが未満率は6.7%となっております。

26 ページをご覧ください。こちらが「最低賃金引上げ試算表」です。これは、「最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合」つまり「影響率」を1円単位で変化をつけて示した表となります。例えば、現行の製鉄業の特定最賃970円を1円引き上げたといいたしますと、アップ額1円の行を見ていただきますと、影響率は7.2%となっております。つまり、7.2%に影響が出る、いわゆる最低賃金を下回ることになります。

続いて最後になりますが、27 ページをご覧ください。こちらには平成15年度からの製鉄業最低賃金の引上額と未満率、影響率を示した一覧表をお付けしています。以上でございます。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から資料についての御説明がございましたが、これにつきまして、何か御質問等がありますか。

(発言なし)

○岡田部会長

よろしいですか。では、ここで他府県の結審状況が分かれば、事務局の方から説明をお願いします。

○狭間賃金室長

はい、では引続き私の方からご説明申し上げます。皆様の机の上にA4の1枚ものですが、令和3年度全国の製鉄業最低賃金一覧表を机上にお配りしておりますが、こちらをごらんください。全国の製鉄・鉄鋼業関係の特定最低賃金を設定している都道府県の令和3年度の結審状況をお示ししております。右半分、黒枠についてこれから皆様方に随時情報をお示ししていきたいと思っております。では、本日わかっているところではありますが、専門部会での結審状況、1番北海道、引上額12円、時間額979円、結審状況白丸、白丸は全会一致での議決ということになります。青森県、引上額26円、時間額929円、全会一致でございます。千葉県、引上額28円、時間額1023円、全会一致でございます。兵庫県、引上額28円、時間額992円、全会一致でございます。島根県、引上額32円、954円、全会一致で結審しております。福岡県、引上額4円、980円、全会一致でございます。これから皆様にお示しをしていきますが、真ん中あたりに改正申し出と改正必要性という欄がありますけれど、改正申し出と言いますのは、この特定最賃の改正審議をしてくださいますというのが、そもそもの申し出になります。そちらが無かったところ、三重県になしとなっておりますけれど、三重県には改正申出がなかったということですので、金額審議には進んでおりません。改正必要性のところ未とありますけれど、こちらは改正の申出はあったのですが、改正の必要性があるかないかという審議がまだ済んでいないというところがございます。他のところは改正の必要性ありということでございます。以上でございます。

○岡田部会長

はい、ありがとうございました。

それでは、広島県製鉄業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明を頂きたいと思います。各側それぞれ意見表明の前に個別に協議する時間が必要でしょうか。労側いかがですか。

○佐崎委員

必要ないです。

○岡田部会長

必要ない。使側、如何ですか。

○長谷川委員

我々も必要ありません。

○岡田部会長

それではまず、労側から意見表明いただきたいと思います。

○佐崎委員

はい、それでは労側の方から意見表明させて頂きたいと思います。まず始めに私の方から全体感の意見を述べさせていただいて、その後に奥信委員、松本委員の方から各職場・各社の状況を踏まえて意見させてもらえればと思います。まず初めに製鉄の専門部会の開催に至りましたことについて、お礼を申し上げたいと思います。製鉄業の取巻く環境等については、常にご承知の通りであります。4年連続で国内生産粗鋼量が下回ってはいますが、直近についてはコロナが落ち着いてきたということで需要が回復の傾向にあるというふうに認識しております。ただ、一方で原材価格の高騰、鉄鋼業の構造課題の対応といったところ、これについては取巻く環境が不透明であるというふうに受け止めております。そういった状況の中で、懸命に働く従業員の皆さんについては、これまで以上に会社への協力はされているところでありますし、その頑張りに対し対価としましては、生活の安心・安定の確保であるというふうに思っております。生活の源泉となります製鉄の最低賃金については、他産業に比べて地賃に対する優位性は保っていますが、その水準差については、年々減少傾向にあるというふうなことで、労働人口の減少がある中で、将来の製鉄産業を担う人材を確保していくためには、賃金水準ここは重要であると受け止めております。そういった観点で、協議を進めていく上でこれから3点ほど述べさせていただきたいと思います。

1点目については、コロナ禍における特定最賃の引上げの関係でありますけれど、コロナの影響で非常に厳しい企業運営である、ということについては労側としても重々承知しています。ただ、一方でコロナによって労働者の生活はいろいろ影響を与えておまして、収入の面では、労働時間の減少というところで収入減があります。

ただ、一方で家計の消費といった点では、コロナ対策の支出というふうなところで、衛生用品の支出等々があり、労働者の生活には影響を与えているという状況です。特に特定最賃が適用されている非正規、さらに未組織労働者については、一定程度の特定最賃の引上げが必要だと考えております。続いて2点目については、地賃との優位性の確保であります。こちらについては、これまで同様に主張しておりますけれど、製鉄産業については、高度な専門性が必要であるというところと厳しい職場環境であるといったところから、昨今の働き方も多様化している中、特に若者からは敬遠されがちな職種となっております。こちらの点については後ほど、奥信委員、松本委員から事象を含めた意見等お話いただきたいと思っております。それから、3点目でありますけれども、格差改善を踏まえた引上げであります。労働組合があるところについては、労働協約として使用者側と締結することによって、身分・賃金の保証を得てその改善に向けた活動が現在進んでいる状況であります。また先程の共通資料のナンバー16、35ページにありますとおり、連合の調査の数字では300人未満が1.73%の引上げ、経団連では500人未満のところは1.68%の引上げというふうな賃上げの状況があると聞きましたし、あと、基幹労連の中で見ますと、春の取組において、300人未満の組合員についても賃上率0.47%ということで、厳しい状況の中にあってもこれだけの引上げがされております。また、一方で企業内最賃というところでいきますと基幹労連全体では、1時間当たり1028円、前年と比べましてはプラス6円、こちらについても引上げをされたというところでもあります。従いまして、労働組合のない企業の労働者は、同じ作業環境で働いているにも関わらず賃上げがないという状況ですので格差が広がっているなか、働いた対価を賃金に反映するためには、特定最賃の改正が必要だと思っております。以上、私の方から全体感の意見をさせていただきましたので、この後奥信委員、それから松本委員の方から自職場、業界の状況を踏まえての意見をさせていただきます。

○奥信委員

奥信です。よろしく申し上げます。先程、佐崎委員からありましたように、鉄鋼の関係につきましても、日本の国内の経済が動き始めている動向と同様に、回復傾向にあるというのが今の状況です。少し、国内の粗鋼生産量の関係について触れさせてもらえればと思っております。鉄鋼業につきましても、2020年度の国内粗鋼生産量は8217万トンでかなり厳しい状況だったということです。国内で見ると1億トンというのが一つのボーダーラインというように見えていますが、その大台を下回るとというのが2年連続続いたというように受け止めています。2021年度につきましても、依然として新型コロナウイルスの感染という状況は引き続き注視が必要だとみておりますけれど、そうした不安材料もあるのですが、先程言いましたように、国内外の経済の持ち直しを背景に鋼材の需要が順調に推移しているというのが足元の状況です。その上で、概ね各分野、若干ラインによっては違うところもありますけれど、概ね各分野、活動の方は2021年度の上期の好調な水準を維持するというような見通しにありますので、2021年度の国内普通鋼鋼材使用費という観点では、4496万トンということで、前年度比プラス5.4%を見込んでいるという状況です。我々JFEスチールとしましても、特にこの西日本の粗鋼生産量を上期で879万トンということで、前年度比で179

万トンというような状況になってございます。また、下期の粗鋼生産量につきましても 959 万トンというふうな状況にありますので、こちらも前年下期比プラス 99 万トンまで回復する計画というふうになっております。こういった状況を踏まえながら JFE スチール全社になりますけれど、2021 年度の業績見通しというところにつきましては、通期の鉄鋼需要セグメント利益 2800 億円を見込んでございます。直結する課題という観点で少し話をさせてもらいますが、やはり鉄鋼業を取り巻く環境というのは、足元が好調な部分がありますけれど、一方で構造的な課題というのは依然として残っているというふうに認識してございます。足元、鉄鋼需要が好調な背景としましては、中国の影響があるというふうに認識してございます。特に中国政府によりまして、内需喚起策の継続ということもありますし、あとは脱炭素を見据えて、中国政府の方が生産量を落とすということもありますので、市況に中国の材料が出てきていないという状況も一方にあると思っています。併せて、インドであったりロシア材も同様にアジア市場への流入が限定的になってきているというものの想定されていると思っております。こうした状況は引続き注視する必要があるということは、組合としても認識しているという状況です。ただ一方で、先程来出ていますように生産年齢人口減少というのは、やはり社会的な問題に各企業が対応していくということで見れば、将来にわたり発展し続けるために、この問題にどういふふうに対応していくのかというのが重要だと思っていますので、これまで以上に採用力の強化であったり、定着率の向上、ここに注力して優秀な人材の獲得競争は今後さらに激化すると見通しております。2021 年 7 月度の有効求人倍率を少し触れさせてもらえれば、全国平均に対しまして広島県という観点では 1.36 倍ということで大きく上回っていると認識していますし、これは広島県だけでなく、中国 5 県という観点で見てございます。JFE スチール並びに関連他社であったり、グループ会社の皆さん、いろいろ採用対策やっているとありますが、思うような実績には至っていないというふうに感じてますし、特に協力会社の皆さんの方からお聞きするのは、初任給であったり離職防止対策であったり、いろんな対策はしていますが、やはりなかなか急激な改善には至らないということも聞こえてございます。この問題は、企業や職場だけの問題ではなくて、個々人のいろんな事由が関連しているものと思っておりますけれど、やはり魅力ある労働条件を構築する、職場全体の活力を向上させる、定着率の改善にも繋がるというふうに受け止めてございます。足元、広島県内で見ましても、日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区の閉鎖という観点もありますし、我々 JFE スチールとしても、京浜地区の上工程の休止という観点もあります。やはり、鉄鋼産業の将来に対する不安というのが、社会全体に広がっていかないかというのを懸念しています。そうした社会全体に前向きなメッセージを伝えるという観点で、最もわかりやすい賃金において、他産業との優位性を保ちながら、産業トップ水準の賃金を目指すことが労使の責務と受け止めてございますので、永続的に企業・産業が発展していくため設備投資等も重要でありますけれど、人への投資ということで前向きな検討をお願いしたいと思っております。経営者の方々としても、組合以上にこの問題に関して大きく受け止められていると思っておりますが、日本の製造業、国際競争力の向上のためにも、仕事に見合った賃金の改定を進めるようお願いしたいと思います。以上です。

○松本委員

はい、私の方からも意見を述べさせていただきます。松本です。よろしくお願いたします。話の内容が重複する点もあるかと思いますが、ご理解をいただきたいと思ひます。まず、製鉄業という業種についてですが、製鉄業は昔に比べれば機械化は進んでいるものの、やはり、温熱・騒音といった厳しい環境の中で、額に汗して働く人の手に頼らざるを得ない状況にあります。いわゆる3K、きつい、汚い、危険な作業を余儀なくされております。また、職場・現場での業務は、指示を受けて簡単にすぐできるものではありません。必要な技術・技能を習得するためには少なくとも5年以上かかるというのがこの業種でございます。勤務形態につきましても、企業によっては盆休み、正月、大型連休にも出勤し深夜勤務等も行う連続勤務、三交代職場もあります。そういう面では、働く環境は決して恵まれているものではありません。そうした中、人材の確保についてですが、労働力人口が減少する中でどの業種においても、人材をどのように確保するのが課題になっていると思ひます。働く人の数が減っている中であって、IT産業などの新たな業種が生まれ、私からしますと現業と言っているかわからないようなユーチューバーといわれるようなものが10代の人になりたい職業の上位に選ばれると、そういう時代になっているのを感じております。そんな時代であって、先程言った環境で働く製鉄業は、非常に選ばれにくい、敬遠気味のような状況になっております。これまでもこういった話をさせていただく際に、使用者側の方は、現在の方は職場を選ぶ際に、賃金よりむしろ休日があり、福利厚生が充実している等を重要視すると言われることが多くあります。私も協力会社の2次、3次会社の人と話をする機会が多いのですが、自分たちが会社に出ていくら、時間外をやってこそ生活が成り立つというのをよく言われます。やはり、最低賃金で雇う企業は、法律以上のことはなかなか出来ませんし、直接収益を生まない福利厚生には費用をかけにくいというふうに思ひます。こうした状況を踏まえまして、人材を確保していくための重要な方策が賃金であろうと考えます。以上、製鉄業としての最低賃金の優位性、必要性について述べさせていただきましたが、置かれた状況をご理解いただきまして、是非とも他業種との優位性を保つようご検討の程よろしくお願いたします。以上でございます。

○岡田部会長

はい、ありがとうございました。それでは、次に使側から意見表明をお願いします。

○長谷川委員

はい、それでは私の方から、使側の基本的な考え方について発言させていただきます。まずは労使という形で立場は違ひますが、目指すところは一緒だという認識の下に議論させていただきたいと思ひておりますのでよろしくお願ひします。

まず、1点目でございますが、コロナ禍の状況をどう風に見るかというのが一番大きなところかなと思ひています。足元では、コロナの状況が少し収束した感じがありますけれど、広島県においては、非常事態宣言が終わった後もやはり一定の制限をかけてコロナが蔓延しないような形での取組みをしている状況で、まだまだ予断を許さないような状況ではないかというふうに認識をしています。

また、コロナに関して商工会連合会の方で、相談件数をまとめていますが、5万件くらいの相談が来ておりまして、その中で、飲食・小売りもありますけれど製造業についての相談も実は多く来ている状況でございます。そうした中でいうと、やはりコロナが依然として厳しい状況にありますし、それに対する不安感、不信感を含め、まだまだ厳しい状況ではないかと認識をしています。

景気動向についてなのですが、先程粗鋼生産量の話も出て、確かに今年度については回復傾向にはありますが、前年度と比べてなので、前年度のかなりどん底の状況から少し持ち直したという形でございます。全体的に見れば、まだ厳しい状況であるのを労側の方もお感じになっておられると思いますが、そういった意味でも厳しい状況でありますし、広島県の経済月報、資料にも出ておりますが、住宅投資についても設備投資についても下げ止まっているような状況が続いているのではないかなと思っています。中小企業団体中央会が調べました資料では、鉄鋼についても金属についても悪いというような景況感で、景気についての認識は、以前よりは良くなったかもしれませんが、非常に厳しい状況が続いているのではないかと認識でございます。

そういった中で、特に中小企業の状況を見ますと、何とか雇用調整助成金であるとか、或いはいろんな補助金の中で、何とか集中治療室とか入院といった状況でまだまだ厳しい状況だと思っております。そうした中で言うと、何とか今生きながらえている、企業経営者としては賃金を上げる状況にはない、と今の状況では考えています。最低賃金というのは、特に中小企業が対象になろうかと思えますけど、そういった意味では特に厳しい状況の中で雇用を守ること自体が厳しい状況の中で賃金を上げる状況にないというのが、今の段階では体力を回復するのが先だという形で、使側としては基本的には今回上げれるような形ではないというのが基本的な認識です。桑田さんの方から業界のお話など説明していただきたいと思えます。私からは以上です。

○桑田委員

大和重工という会社の桑田でございます。よろしく申し上げます。簡単にうちの会社を説明しますと、業務歴は190年くらいあるのですが、大型工作機械、銑鉄鋳物の部品を主に作っております。部品といっても一つが2トンから30トンくらいのでっかい部品です。それ以外にはもうちょっと大きいものになりますと、船のエンジンのシリンダーで、一つが30トンから40トンくらいあります。これを作っているという状況です。大型工作機械については、さっきから話があるように回復基調にはあるのですが、小型の例えば旋盤とか、スマホを作る工作機械とか、そういったものはたくさん出ているのですが、私たちが得意とするような何トンというような大きなもの、完成品ですと何十トンという大きな機械、こちらはまだ伸びていないというのが現状でございます。それ以外にも我々は五右衛門風呂というのを未だに作っております、日本で唯一、世界でもうちしかないのですが、いまだに作って年間500本位は出しております。銑鉄鋳物で作っております。需要は一般の家庭からもありますけど、別荘であったり、最近では温泉地・旅館・ホテルの方から引き合いはかなり来ております。最近では巣ごもりということもありまして、一般の家のリフォームをやるのだけど、五右衛門風呂が入るかとか問い合わせもありまして、一般家庭に入れるとなると、現状

では専門の左官さんとか不足しております、その代わりとっては何ですけど、鋳物ホーロー浴槽を作っております、これを大体うちが販売しております。タカラスタンダードさんが年間 5000 本くらい販売されていますけど、この 5000 本はすべて私共で作って、納入させています。一般家庭でも直に注文があれば、うちが納入しております。ホテルなんかが新設するとき格を上げるために、一般の FRP 浴槽よりは鋳物ホーロー浴槽の方が格は高いという認識がありまして、注文は来るのですがコロナ禍で新設ホテルの着工がかなり遅れております。一般家庭で何本何十本の世界でなく、ホテルが建ちますと何百本とかなりの数が出てきますので、私共はコロナ禍のために延期になったホテルの受注がかなり伸びている、強いて言えば売上げは伸びていないという状況が続いております。勿論、工作機械、お風呂もそうなのですが、コロナ禍でなかなか営業ができていない、できていないというのは、リモートではやってはおりますが、直接訪問してお話しないと成約できないという状況が続いております。それに加えて、先程奥信さんもおっしゃいましたけど、中国ですが、かなり鋼材を使われて設備投資も旺盛で、何もかにも中国、中国となっておりますが、その必要がかなり高いということで原材料の価格が高騰し、鋳物銑なんかが高騰し、この 10 月で 1 トンあたり 2 万円上がります。うちの原材料としてかなり使っているのですが、年間 5000 トン使っていますと原材料だけで 1 億上がるという形になって大変なことになります。安いものをどこかから買わないといけない、ロシアからでも安い材料を買うことも検討しているのですが、物自体がない状況です。一番には、中国国内の旺盛な鋼材需要を背景に、世界的に鉄鉱石不足に始まり、当然原材料価格が上昇してくるということです。トヨタは先程の 10 月からの 2 万円の値上がりについて、仕入れメーカーとしてすでに合意されており、トヨタくらいになると余裕があるのかなと感じております。なかなか我々くらいの企業であれば、とてもとても受け入れられない、しかし物がないと、製品が作れないという状況が続いております。コロナ禍の収束も、大分収束方向に入っているとは思いますが、なかなかまだはっきり見えておりません。加えて、原材料価格が上昇して営業活動もまだ軌道に乗っていない、引続き厳しい状況が続くと思われまます。安定的な供給をするためには、当然賃金と雇用を両立させて、皆さんで納得して仕事をしてもらう。でも、会社があつてこそ賃金なので、会社の経営が傾くようなことになれば、大変なことになりますので、その辺はいろいろ検討しながら、この会議で前向きに検討はさせてもらいたいと思います。以上です。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、労使双方から現状認識及び特定最賃の改正審議に当たっての御意見が表明されました。両側の意見表明を踏まえて、お互い御質問等あったら伺いたいと思います。労側いかがですか。

○佐崎委員

特にありません。

○岡田部会長
使側の方はいかがですか。

○長谷川委員
大丈夫です。

○岡田部会長
それでは本日、具体的な金額提示は可能でしょうか。

○佐崎委員
労側の方ですが、さっきの労使の意見を踏まえたうえで、主張に大きな隔たりがある部分と、あと都道府県の結審状況も今ちらほら出た状況でありますし、県内の他業種の交渉状況も見ていきたいと思っておりますので、今日については金額提示をせず、2回目の冒頭で労側から金額提示をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○岡田部会長
はい、わかりました。使側はいかがですか。

○長谷川委員
現段階で、提示できる状況にはないと思っております。

○岡田部会長
はい、わかりました。本日はこれ以上審議を続けましても、進展がないものと思っておりますので、次回以降に審議を持ち越したいと思っております。次回は今日のことを踏まえて金額審議から始めたいと思っております。それでは、次回の開催日程について事務局から説明をお願い致します。

○吉川賃金室長補佐
はい、それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。
事務局にて日程調整をさせて頂きまして、次回は、10月22日金曜日、9時から2号館5階特別会議室での開催を予定しております。その次は10月26日火曜日15時からの予定となっております。

○岡田部会長
はい、ありがとうございました。それでは、次回の開催は、10月22日金曜日、9時から2号館5階特別会議室での開催です。皆様の日程の確保をよろしくお願ひ致します。
その他、何かございますでしょうか。

(発言なし)

○岡田部会長
事務局から如何でしょうか。

○狭間賃金室長
ございません。

○岡田部会長
それでは、次回の審議も公開することで個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合がございますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開といたします。
それでは、本日の専門部会は、これにて閉会とさせていただきます。皆様、お忙しい中
どうも御苦勞様でございました。